

看護会館及び看護研修センター使用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛媛県看護協会（以下「本会」という。）が愛媛看護会館及び愛媛看護研修センター内に設置する会議室・研修室及び講師控室等並びにその附属設備（以下「研修施設等」という）の使用管理について、必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 研修施設等の管理者は、愛媛県看護協会長がその任にあたる。

(利用基準)

第3条 研修施設等は、原則として本会の実施する事業の他、会員及び会員の構成する団体が行う研修、行事等のために使用する。

2 本会と関係のある団体が使用申し込みをした場合には、本会の運営に支障のない範囲において使用させることができる。

3 本会と関係のない場合でも、使用申し込み団体及び使用目的が問題なく、本会の運営に支障のないと会長が認めた場合は使用させることができる。

(使用時間及び休館日)

第4条 研修施設等の使用時間及び休館日は原則次のとおりとする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(1) 使用時間 午前9時から午後5時まで

(2) 休館日 日曜日、国の祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）

(使用の申し込み及び許可)

第5条 研修施設等を使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、使用申込書（様式第1号）を会長宛に提出し、事前に許可を受けなければならない。

(使用の取り消し又は変更)

第6条 前条の規程により許可を受けた後、取り消し又は変更する場合は直ちに申し出なければならない。なお、取り消しは使用日の5日前までとし、届け出がない場合は、原則使用料の返還はしないものとする。

(基本使用料)

第7条 研修施設等の基本使用料は別表1・2のとおりとする。ただし、研修施設等を本会の事業に直接使用する場合は無料とする。

(使用料の減免及び免除)

第8条 研修施設等の使用料は、使用者及び使用する目的により、会長が認めた場合減額又は免除することができる。

(1) 減額及び免除の対象となる使用料は、原則として研修施設のみとする。

(2) 会長が特に認めた場合は、附属設備使用料についても減額又は免除できるものとする。

(3) 減額する場合の金額は、所定の使用料の 50/100 とする。

2 前項による使用料の減額又は免除を受けようとする申込者は、会長宛に使用料減額（免除）申請書（様式第 2 号）を提出し、許可を受けなければならない。

（使用料の納付）

第 9 条 免除が認められた先以外の研修施設等の使用許可を受けた申込者（以下「使用者」という。）は第 7、8 条で決定した使用料を前納しなければならない。ただし、会長が後納を認めた場合はこの限りではない。

（遵守事項）

第 10 条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人の迷惑になるような行動をしないこと。
- (2) 許可なく使用承認を受けた施設・備品以外のものを使用しないこと。
- (3) 施設・附属設備又は備品等を損傷しないこと。
- (4) 会館並びに研修センター内に危険物を持ち込まないこと。
- (5) 許可を受けずに、物品の販売、掲示等をしないこと。
- (6) 敷地内禁煙となっていますので、敷地内では喫煙しないこと。
- (7) ゴミ類は持ち帰ること。
- (8) 使用後は原状に戻すこと。
- (9) 使用後は協会職員に申し出て、点検をうけること。

（施設・備品の損傷又は紛失の届け出）

第 11 条 使用者は施設・附属設備又は備品を損傷或いは紛失したときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

2 協会担当者の点検を受け、その指示に従い、これを弁償し、又は原状に復さなければならない。

（その他）

第 12 条 この規程で定めるもののほか、必要事項が生じた場合、会長が別に定める。

（規程の改廃）

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の承認を受けて会長が行なう。

附 則

この規程は、平成 12 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。（一部改定）

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（一部改定）

様式第 1 号

受付番号	第	号
------	---	---

愛媛県看護協会 看護会館・看護研修センター 使用申込書

使用日時	自： 年 月 日 () 時 分 至： 年 月 日 () 時 分		
使用会場			
使用物品			
使用目的	行事の名称	集合予定人員	名
	行事の内容		

上記のとおり使用したいので、申込みます。

年 月 日

公益社団法人愛媛県看護協会長 殿

使用団体名

代表者氏名

印

連絡先住所 〒

TEL

看護会館・看護研修センター使用許可書

令和 年 月 日付で申請のありました使用申込書について、使用を許可します。

年 月 日

申請者

殿

公益社団法人愛媛県看護協会長

使用料減額（免除）申請書

使用者	
使用会場	
使用目的	
使用日時	年 月 日 () 時から 時まで 時間
使用人員	名
申請区分	1 減額 使用料 円 減額する額 円 申請使用料 円 2 免除
申請理由	

上記のとおり、施設の使用料を減額（免除）してくださるよう申請します。

年 月 日

公益社団法人愛媛県看護協会会長殿

申請者 住 所

団体名
代表者氏名
電話番号

印